

2020年度第2回経営協議会議事要録

- 1 日 時 2020年7月31日(金) 14:15～15:58
- 2 場 所 豊橋技術科学大学学長室他
オンラインビデオ会議システム (Google Meet) を利用して開催
- 3 出席者 議長 寺嶋学長
鎌土委員, 谷口委員, 若林委員, 松井委員, 山本委員, 角田委員, 神野委員, 伊津野委員
- 4 欠席者 合田委員 (委任状提出), 佐原委員 (委任状提出)
- 5 列席者 佐藤監事, 牧監事, 大貝特別顧問
- 6 議 題

[報告事項]

- (1) 第3期中期目標期間の業務実績評価 (4年目終了時評価) について
- (2) 令和元事業年度決算について
- (3) 目的積立金の使途について
- (4) 令和3 (2021)年度国立大学法人運営費交付金概算要求等について
- (5) リサーチ・アドミニストレーターの体制整備に伴う関係規則の一部改正について
- (6) 新サテライト・オフィス (仮称) の設置について

[報告事項]

- (1) 令和3 (2021)年度施設整備費概算要求について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応について

7 議 事

上記のとおり出席があり, 経営協議会は有効に成立し, 寺嶋学長が議長となり, 本会議はオンラインビデオ会議システムにて開催する旨宣言した。

議事に先立ち, 出席者の音声即時に他の出席者に伝わり, 出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認された。

また, 2020年度第1回議事要録 (案) について, 原案のとおり確認された。

[審議事項]

- (1) 第3期中期目標期間の業務実績評価 (4年目終了時評価) について

山本理事及び伊津野委員から, 資料「審議1」に基づき, 第3期中期目標期間の業務実績評価 (4年目終了時評価) に関する報告書 (案) について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

なお, 本件については, 本会議及び役員会承認後, 7月末日までに令和元事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間 (平成28～令和元事業年度) に係る業務の実績に関する報告書を国立大学法人評価委員会に提出し, 中期目標の達成状況報告書, 学部・研究科等の現況調査表 (教育) 及び学部・研究科等の現況調査表 (研究) を大学改革支援・学位授与機構へ提出する旨, 確認された。

また, 文言等の軽微な修正等があった場合の取扱いについては, 学長に一任とすることが併せて承認された。

主な意見等については, 次のとおり。

- ・数多くの高等専門学校を学生を受入れ, 人材育成を行っていることが両技科大の大きな特徴であるため, 積極的にアピールしていただきたい。

- (2) 令和元事業年度決算について

角田理事から, 資料「審議2」に基づき, 令和元事業年度決算の概要について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

なお, 本件については, 本会議及び役員会での承認後, 速やかに財務諸表等を文部科学大臣に提出することが確認された。

また, 財務諸表等に軽微な修正があった場合の取扱いについては, 学長に一任とすることが併せて承認された。

(3) 目的積立金の使途について

学長及び角田理事から、資料「審議3」に基づき、令和元事業年度決算の結果から見込まれる目的積立金について、教育研究環境整備に充てる計画である旨説明があり、審議の結果、承認された。

(4) 令和3(2021)年度国立大学法人運営費交付金概算要求等について

学長及び角田理事から、資料「審議4」に基づき、文部科学省から示された「令和3年度国立大学法人運営費交付金の重点支援等に係る概算要求の方向性について」及び本学の概算要求に係る検討状況について説明があり、審議の結果、次のとおり承認された。

- ・重点支援等に係る取組については、第3期中期目標期間の最終年度となる令和3年度の事業の着実な実施を旨として要求を行う。
- ・共通政策課題のうち新規の「コロナ禍を踏まえた取組」については、単年度事業となる可能性を想定した上で、遠隔授業等の環境整備による教育の充実を内容として要求を行う。

なお、今後の要求事項等の精査及び文部科学省との調整等については、学長に一任することが確認された。

主な意見等については、次のとおり。

- ・「コロナ禍を踏まえた取組」に係る要求については、感染症への対応のため遠隔授業等の環境整備に止まらず、これを契機として、教育の内容や方法において発展的な提案ができれば良いと思う。

(5) リサーチ・アドミニストレーターの体制整備に伴う関係規則の一部改正について

学長から、資料「審議5」に基づき、リサーチ・アドミニストレーターの体制整備に伴う下記の関係規則の一部改正案について説明があり、審議の結果、承認された。

ア 国立大学法人豊橋技術科学大学契約職員就業規則

イ 国立大学法人豊橋技術科学大学パートタイム職員就業規則

なお、文言等の軽微な修正に係る取扱いについては、学長に一任とすることが、併せて承認された。

(6) 新サテライト・オフィス（仮称）の設置について

山本理事から、資料「審議6」に基づき、豊橋技術科学大学における新たなサテライト・オフィスの設置案について説明があり、審議の結果、原案の方針で設置に向けた検討を進めることが承認された。

主な意見等については、次のとおり。

- ・コロナ禍におけるサテライト・オフィスの活用方法として、小規模の集会等をサテライト・オフィスで実施し、大規模のイベント等についてはリモートにて行う等の運用を検討してはどうか。また、新しい設置先では、ビルの利用者に向け、デジタルサイネージを使用した本学の情報発信を行うことが効果的と思われる。

(回答) 新しいサテライト・オフィスの設置にあたっては、ウィズコロナ及びポストコロナ社会への移行を視野に入れ、本学のキャンパスとオンラインでの連携等を含めた活用を検討している。また、本学の教育研究活動の展示を行う等の情報発信を行い、様々な形で活用できる場となるよう考えているが、デジタルサイネージの活用についても検討していきたい。

- ・契約先候補となっているビルは、街の中心施設として、フロア毎に様々なコンセプトの施設が入居予定のため、準備段階の打合せから積極的に参加し、他のフロアの施設との連携を行っていただきたい。

[報告事項]

(1) 令和3(2021)年度施設整備費概算要求について

角田理事から、資料「報告1」に基づき、要求事項の精査について、学長に一任することが承認されていた、令和3年度施設整備費概算要求について、7月14日付けで文部科学省へ提出した旨、報告があった。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応について

学長から、資料「報告2」に基づき、本学の新型コロナウイルス感染症への対応状況について、報告があった。

主な報告内容については次のとおり。

- ・本学の今後の新型コロナウイルス感染症への対策に係る基本理念及び行動指針を示した「ウィズコロナ宣言」を策定し、公式ウェブサイトにて公表を行った。
- ・構成員及び学生が自立的かつ組織的に行動するため、政府及び県の方針等を参考に本学独自の活動基準を策定し、学内の新型コロナウイルス感染症対策本部にて審議の上決定したレベルでの活動を行っている。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する本学の研究成果として、飯田教授及び吉田助教の研究等がテレビ等のメディアに取り上げられている。
- ・全国の大学で感染者が増加しており、万が一本学で感染者が発生した際における連絡体制の構築について、学内で検討を行っている。

以 上